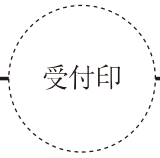


送付年月日 送付日付印	確定印	整理番号	事務所 管理番号	申告区分
----------------	-----	------	-------------	------



平成 年 月 日

法人番号 申告年月日
年 月 日

殿

所在地 (本県が支店等 の場合は本県 所在地と併記)	事業種目
(ふりがな)	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額 (兆 十億 百万 千 円)
法人名	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額
(ふりがな)	前期末現在の 資本金等の額
代表者 氏名印	
経理責任者 氏名	

平成 年 月 日から 年 月 日までの事業年度分又は道府県民税の
連結事業年度分の事業年度の 道府県民税の 申告書 ※

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額 (41)の金額	18	兆 十億 百万 千 円	00	前事業年度又は前連結事業 年度の法人税割額 (47)の金額	1	兆 十億 百万 千 円	00
所得割額 (42 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	19		00	予定申告税額 (1 × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$)	2		00
付加価値割額 (43 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	20		00	この申告が修正申告である場合は 既に納付の確定した当期分の法 人税割額	3		00
資本割額 (44 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	21		00	この申告により納付 すべき法人税割額 2-3	4		00
収入割額 (45 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	22		00	均 等 割 額 算定期間中において 事務所等を有していた月数	5		月
地方 法人 特別 税 前事業年度の地方法人特別税額 (51)	23		00	円 × $\frac{5}{12}$	6		00
地方法人特別税額 (23 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$)	24		00	この申告により納付 すべき道府県民税額 4+6	7		00
予定申告税額 (19+20+21+22+24)	25		00	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の 明細 (特別控除戻取税額等又は個別 帰属特別控除戻取税額等) 課税標準となる法人税額又は個別 帰属法人税額	8		円
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した 当期分の事業税額及び地方法人特別税額	26		00	法人税割額	9		
この申告により納付すべき事業税額及び地方法人特別税額 25-26	27		00	道府県民税の特定 寄附金税額控除額 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	10		
前事業年度の事業税額・地方法人特別税額の明細				外国の法人税等 の額の控除額	12		
摘要	課税標準	税率 (100)	税額	仮装経理に基づく法人 税割額の控除額	13		
所得割	所得金額総額 28	兆 十億 百万 千 円		租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額	14		
所得割	所得金額 29	兆 十億 百万 千 円		納付すべき法人税割額 9-10-11-12-13-14	15		
付加価値割	付加価値額総額 30	兆 十億 百万 千 円		15のうち特別控除戻取税額等 又は個別帰属特別控除戻取税額等 に係る法人税割額	16		
付加価値割	付加価値額 31	兆 十億 百万 千 円		差引法人税割額 15-16	17		
資本割	資本金等の額総額 32	兆 十億 百万 千 円		法第15条の4の徴収猶予 を受けようとする税額	52		
資本割	資本金等の額 33	兆 十億 百万 千 円		この申告の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
収入割	収入金額総額 34	兆 十億 百万 千 円		前事業年度又は前連結事業 年度の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
収入割	収入金額 35	兆 十億 百万 千 円		備考			
合計事業税額 29+31+33+35	36			関与税理士 署名押印	(電話)		
平成28年改正法附則第5条の控除額	37						
事業税の特定寄附金税額控除額	38						
仮装経理に基づく事業税額の控除額	39						
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	40						
納付すべき事業税額 36-37-38-39-40	41						
④の内訳	所得割 42	兆 十億 百万 千 円	付加価値割 43				
	資本割 44		収入割 45				
摘要	課税標準	税率 (100)	税額				
所得割に係る 地方法人特別税額	46	兆 十億 百万 千 円	00				
収入割に係る 地方法人特別税額	47		00				
合計地方法人特別税額 (46+47)	48						
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額	49						
租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額	50						
納付すべき地方法人特別税額 48-49-50	51						

(事業税)

(地方法人特別税)